

弾道ミサイル飛来に伴う対応について

- ① 午前7時までに屋内避難の呼びかけがあった場合は臨時休業とします。
- ② 午前7時以降始業までの間に屋内避難の呼びかけがあった場合も臨時休業としますが、登下校中に危険を察した場合は、できるだけ近くのコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物に避難してください。

※詳細については、**国民保護ポータルサイト** (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) をご覧ください。